

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(以下「EMA」という。)の会員制度について定めるものとする。

(正会員)

第2条 正会員として入会を申し込んだ者は、定款第10条に定める方法により入会が承認される。

2 定款第9条に定める正会員(以下「正会員」という。)は、定款に定めるほか、次のことを行うことができるものとする。

(1) 基準を検討するワーキング・グループ設置を理事会に提案し、又はこれらのワーキング・グループへ参加すること。

(2) EMAの目的に沿った活動の発議を理事会へ提案し、又はこれらの活動へ参加すること。

(3) EMAの審査及び講習会等に会員優遇価格で申し込みをすること。

3 正会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員の入会金は、1口につき6万円とする。

(2) 正会員の会費は、1口につき年13万円とする。ただし、10月から3月までの期間に入会した場合の会費は、初年度1口につき6万5千円とする。以後は前号に掲げる額とする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、理事会が入会を承認する。

2 定款第9条に定める賛助会員(以下「賛助会員」という。)の権利は理事会において定める。

3 賛助会員の会費は、理事会において定める。

(EMA名称の使用)

第4条 会員がEMAの名称又はロゴを使用する場合には、事前に事務局に使用目的、掲載場所等について報告し、承諾を得るものとする。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2 この規則の改廃の効力は、改廃があった後、EMAのホームページに公開された日に発生するものとする。

(施行期日)

制定 平成 20 年 4 月 30 日

改正 平成 20 年 10 月 6 日

改正 平成 20 年 11 月 5 日

改正 平成 20 年 12 月 3 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日